○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（福利厚生室並びに人事企画官、人事調整官、人事評価調整官及び人事企画推進官） **第三条**　人事課に、福利厚生室並びに人事企画官二人、人事調整官一人、人事評価調整官一人及び人事企画推進官一人を置く。 2～4　［略］ 5　人事調整官は、命を受けて、文部科学省の職員の総合的な人事管理に係る重要事項に関する企画及び立案並びに調整に当たる。 6　［略］ 7　人事企画推進官は、命を受けて、人事課の所掌事務に係る特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に当たる。 （政策推進室及び情報システム企画室並びに調査官及び企画官） **第九条**　政策課に、政策推進室及び情報システム企画室並びに調査官及び企画官それぞれ一人を置く。 2　政策推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事務のうち政策の効果的かつ効率的な推進に係るものに関すること。 二　文部科学省の行政の考査に関すること。 三　文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 3　政策推進室に、室長及び評価専門官一人を置く。 4～10　［略］ （教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、伝統文化教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官） **第六十一条**　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、伝統文化教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十四人を置く。 2～8　［略］ 9　カリキュラム・マネジメント調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるカリキュラム・マネジメントに関する調査並びに援助及び助言に当たる。 10　［略］ （評価・研究開発法人支援室及び新興・融合領域研究開発調査戦略室並びに企画官） **第四十八条**　企画評価課に、評価・研究開発法人支援室及び新興・融合領域研究開発調査戦略室並びに企画官一人を置く。 2・3　［略］ 4　新興・融合領域研究開発調査戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関する事務（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）のうち、新興領域及び融合領域（二以上の分野におけるそれぞれの専門的知識を融合して研究する必要がある研究領域をいう。以下この条において同じ。）に関すること。	（福利厚生室並びに人事企画官、調査官及び人事評価調整官） **第三条**　人事課に、福利厚生室並びに人事企画官二人、調査官一人及び人事評価調整官一人を置く。 2～4　［同上］ 5　調査官は、命を受けて、文部科学省の職員の人事管理に関する重要事項に係る事務をつかさどる。 6　［同上］ ［項を加える。］ （評価室及び情報システム企画室並びに調査官及び企画官） **第九条**　政策課に、評価室及び情報システム企画室並びに調査官及び企画官それぞれ一人を置く。 2　評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事務のうち政策の企画及び立案に係る手法に関すること。 二　文部科学省の行政の考査に関すること。 三　文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 3　評価室に、室長及び評価専門官一人を置く。 4～10　［同上］ （教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、伝統文化教育調査官及び教科調査官） **第六十一条**　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、伝統文化教育調査官一人及び教科調査官二十四人を置く。 2～8　［同上］ ［項を加える。］ 9　［同上］ （評価・研究開発法人支援室及び企画官） **第四十八条**　企画評価課に、評価・研究開発法人支援室及び企画官一人を置く。 2・3　［同上］ ［項を加える。］